

## 諮問内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、事業者は廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。市は、同法第6条に規定する一般廃棄物処理計画を策定し、事業系一般廃棄物を処理することとしており、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第28条の規定により、市が事業系ごみを処理する場合の処理手数料を定めています。この処理手数料については、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年（2013年）4月、環境省）」において、原価相当の手数料を求めることが望ましいとされています。

本市では、事業系一般廃棄物の処理手数料について、処理原価の変化、近隣市との均衡、家庭系一般廃棄物の処理手数料との均衡、社会経済情勢などを踏まえ、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会の答申を得て判断し、段階的な改定を行ってきました。

平成26年（2014年）10月の改定では、事業系一般廃棄物を「植木剪定材」と「植木剪定材以外のもの」に分けて手数料を設定し、「植木剪定材」の処理手数料は処理原価相当である1kg当たり13円、「植木剪定材以外のもの」については処理原価のおおむね3分の2程度である1kg当たり21円と決めました。

平成30年（2018年）1月の改定では、「植木剪定材」については処理原価と大きな乖離が無い金額を据え置き、「植木剪定材以外のもの」については処理原価のおおむね70%にあたる1kg当たり25円と決めました。

このような背景の中、事業者の自己処理の原則に鑑み、事業者に適正な負担を求めるため、事業系一般廃棄物の処理手数料の改定について鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問するものです。